

2023年 源泉所得税 中間納付指導会

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

この「納期の特例」を税務署に申請した個人事業者を対象に、7月の中間納付にあたり指導会を開催いたします。

●日 時 **2023年6月27日（火）、7月3日（月）**
両日とも 13:00～16:00

混雑防止並びに待ち時間解消のため、相談受付を完全予約制とします。

完全予約制

各日 ①13:00～13:30 ②13:30～14:00 ③14:00～14:30
④14:30～15:00 ⑤15:00～15:30 ⑥15:30～16:00

※開始時間10分前までに会場な受付へお越しください。

* 同上の日付の上記①～⑥の希望の時間帯を選択し、小牧商工会議所まで6月23日（金）までにお電話ください。

中間納付指導会事前予約連絡先：小牧商工会議所 中小企業相談所 TEL：0568-72-1111

* 申込先着順のため、申込状況により希望時間帯にご対応できない場合があります。

* 当日は、事前予約の方を優先して対応いたしますので、事前予約が無い方は、お待ちいただくか、もしくは当日の対応ができない場合がございます。

●会 場 小牧商工会議所会館 4階

●指導料 無 料

●対 象 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に申請済みの個人事業者

●持ち物 ・源泉徴収簿（6月までの毎月の給与・賞与を記入してお持ちください）、
税務署より届いた納付書等一式、前年の源泉徴収簿等

●その他 ・事前の予約申込にご協力ください。
・今年の納付期限は、7月10日（月）です。
・税理士関与の事業所は、出席する必要はございません。
・税務署への申告は、税額の有無に関わらず必要です。

マイナンバーについて

- ・指導会では、「給与所得者の扶養控除（異動）申告書」のマイナンバーの聴き取り、記載をしません。
- ・指導会には「マイナンバーを記載した書類」と、「それ以外の書類」は分けてファイルしてお持ちいただき、主催者が誤ってマイナンバーを見てしまうことがないようにしてください。
- ・指導会で主催者が、マイナンバーが記載された書類を確認する必要がある場合は、附箋等でマイナンバー部分を隠してください。

●共 催 小牧商工会議所、小牧税務署管内青色申告会小牧協議会

お問い合わせ 小牧商工会議所 中小企業相談所

小牧市小牧五丁目253番地 TEL：72-1111

源泉所得税中間納付の流れ

① 従業員から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける

各従業員から、最初の給与の支払日前日までに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。中途入社者も入社後最初の支払い日の前日までに提出を受けます。

※税額表の甲欄乙欄の判定、扶養人数確認ため

② 従業員の月々の給与・賞与から源泉所得税を徴収

各従業員の月々の給与と賞与から源泉所得税を差し引いて徴収。源泉徴収簿に毎月記載していきます。

源泉所得税の額は、従業員の課税対象賃金額（非課税交通費は差し引き）や①で確認した扶養親族の数によって該当年の「税額表」により計算します。

徴収した源泉所得税は、納期の特例届出者は1月から6月支給分までを7月10日までに（これが源泉所得税の「中間納付」）、未届けの方は、原則として毎月翌月10日までに会社が全従業員分を月ごとにまとめて納付します。

【！ 注意 ！】

※ 税額表の「以上」「未満」の間違いにご注意ください。

※ 賞与は、税額表の支払日前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」から